

新入会審査基準・認証評価事業の基本方針案へのパブリックコメント

(2010.1.18～2.16)

I 総論について

- 1 仮に学校連盟が「認証評価事業」を実施するのであれば、機関別認証評価機関として国から認証を受けるということか？
- 2 加盟審査基準と認証評価（基準）は分離すべきである。

理由 ①認証評価基準は専門認証としての高いレベル・基準を設定するのは当然であるとしても、それをそのまま加盟基準にするのは、ある程度幅のある現会員校の実態・レベルと合致しない。多くの会員校から、総会等で、この基準を満たさなかった場合には、除名または退会になるのかという質問に執行部は明確な回答をしていない。

理由 ②学校連盟定款は第4条で、「社会福祉学の教育などの質的向上を図るとともに、・・・」と定めているが、認証評価基準は、「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の質の保障に関する・・・」としており、これもすでに多くの会員校から指摘されているが、学校連盟の目的条項と認証評価基準とはズレが見られる。

理由③ 認証評価基準と加盟審査基準を一体化したものと位置づけ、運用していくことは、大学の加盟団体が加盟校に対して認証評価を行うことになり、（専門）認証評価の、公平性、独立性、倫理性の観点から、好ましくないものとする。認証評価の実施主体も、そのまま学校連盟がなるのかどうかは明らかになっていないが、一般の大学の認証評価は、国公立、私立を問わず加盟団体とは別組織（機構）となっている。実施主体が、形式上であっても、別主体ということになれば、認証評価の受審が会員校に限定されないということとも併せて、学校連盟加盟審査基準と、認証評価基準は、論理的には一体のものとはなりえない。
- 3 本基本方針（素案）の考え方において、「(3) 審査・評価は、大学等における第三者評価との重複を避け、分野別評価に対応できるもの」とありますが、本事業による評価基準が日本学術会議で検討中の大学教育の分野別評価の参照基準に反映される（対応可能）と理解してよいのでしょうか。
- 4 認証評価制度は、各大学が自律的な高等教育機関として社会の負託に応える体制と内容を整備し、大学としての教育研究の質を維持していく上において重要な制度・仕組みである（学校教育法第109条第1項）。学士課程教育の構築に向けては、素案が示す通り、大学教育の質を担保し入学者の基礎的な学力の確保と専門分野における汎用的な知性と応用的な実践力を有する人材を育てるために重要な課題であると認識している。こうした点からも今回示された「基本方針（素案）の目的」に関しては大筋異論のないところであるが、「認証評価事業」として実施していくには、いくつかの課題・確認しておくべき点がある。それについては以下の「質問等」に譲る。ただし、ここでは、1点だけ、もっとも基本的かつ根本的な論点について呑み言及しておきたい。すなわち、そもそも社会福祉の構成原理をどのように考えるのかという点についてである。今回の提案においては一貫して「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育」という表現がなされているが、社会福祉学はソーシャルワーク教育に特化されるものではない。また、何をもって「社会福祉学」というのかも明らかにされておらず、その範囲と「ソーシャルワーク教育」との関係性も問われていない。このことは、社会福祉の教育・研究が社会福祉理論やそれを支える思想・原理によって構成されていることに対する配慮を欠いたものだといわざるをえない。少なくとも、今回のような提案をする際には、「社会福祉学」とは何であるの

か、「ソーシャルワーク教育」はどのように位置づくのかについて明確にする必要があると考える。このことは社会福祉専門職養成課程における教育内容の根本問題であり、それゆえ、今回の認証評価事業において、何をどのように評価するのかに関わる決定的な問題であることを指摘しておきたい。

- 5 世界の中で、現在、マダガスカルと日本のみが国連人材規約の「高等教育無償化条項」について、保留しています（昨年、ルワンダが保留を解除）。国連からは、保留の見直しについて勧告を受けていますが、昨年12月の外務省・政府の回答は保留の堅持となっています。このことがソーシャルワークを学びたい若い人たちの門戸を狭めています。経済的困窮の若い人々の高等教育の機会を奪っている国の方針の見直しを訴えねば、ソーシャルワーク教育は、じり貧になっていくでしょう。
- 6 日本社会福祉教育学校連盟が自ら教育の質の保証に取り組むという本認証評価事業の目的、および「各社会福祉系学部・学科等における教育の独自性を尊重しつつ」審査・評価を行う「基本方針（素案）の考え方」に賛同します。
- 7 大学内で、福祉を希望する学生の激減に厳しい目が向けられています。その結果、質の高い教員の充足も困難な状況です。この状況下で、ア kredィテーション等を議論する余裕はなく、すでに加盟しておりますが、これから審査を受けるとすれば、連盟の趣旨に応えられる結果に至るか不明といえます。
- 8 現実に目を向け、福祉についての広報、高校生への理解の周知が先決課題と思われる。同じ状況の学校も多いと感じていますが、認証の議論は、連盟全体の今現在の総意といえるのでしょうか？
- 9 国民の生活問題が深刻化し、多様な生活課題を有した人たちが広がりを見せる中であって、実践力の高いソーシャルワーカーを養成していくことは国民的課題である。一昨年「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が公布され、それに伴って養成カリキュラムが変更された。このことは、実習を含めた養成教育の質を向上させる上で一定の成果を上げると思われるが、その一方で、福祉現場との軋轢や新たな矛盾を抱えるようになったことも事実である。福祉現場においては、法改正の趣旨を含めて十分に理解が浸透しているわけではなく、また、養成校との間で課題が共有されているわけではない。その主たる要因としては、利用契約制度への移行に伴い、福祉現場においては業務量そのものが増加しているだけでなく、非正規雇用の職員も増加していることなど、多くの運営上の困難を抱えていることが挙げられる。引き続き、学校連盟として福祉現場への制度理解を求める努力と、付帯決議で取り上げられた社会福祉士の職域拡大や、雇用環境の改善などについては、関係する諸団体とも連携し、政府関係部局への働きかけを強化していく必要がある。
- 10 1 ページ9 段目「○一方、大学等におけるソーシャルワーク・・・（以下略）→ 大きな環境の変化について4点を掲げておられますが、順番に違和感があります。ソーシャルワーク云々といった瑣末な領域の環境以前に、4点目の減少傾向という事実が大きいのではないのでしょうか。その要因として4ページにも掲げられていますが、批判が弱いかもしれません。小泉改革以降の社会保障政策の見直し等の外部からの意図的な歪みがダイレクトに影響していることを第1順位にもってくるべきではないでしょうか。「質」を強調することは不要とは申しませんが、質を担保して学生をおくりだしても、生活ができないのであれば無責任ではないかという意味で上記を申し述べます。
- 11 2 ページ11 段目「○また、社会福祉士及び介護福祉士法・・・（以下略）」から、16 段目「（略）・・・キャリアパスの構築等を確立していくことが求められる。」まで→ 全文削除。法改正の付帯決議として盛り込まれたことは事実として理解できますが、本文からいえば瑣末な内容であり、また、社会福祉教育からいえばさほど影響のない文脈と見受けられることかもしれません。さらには、連盟としてこれら国家資格を有する者の公務への任用や職域拡大を求めるという方向が妥当であるといえるかについては疑問の余地が残ります。福祉、特にソーシャルワークを中

心とした学びしかない学生を採用側が真に必要なであるとは考えにくいと言えます。別枠その他で優先的に採択しなければならないことについて疑問に感じます。これら別枠で採用された職員のほとんどは、専門職採用でしかありません。つまり、政策決定にはほとんど関与できず、社会改良に寄与することも難しいのではないのでしょうか。現行の福祉大学における教育水準（または学生水準）を高める努力が不可欠です。

- 12 1 ページ 18 段目「○受験生の大幅な減少は・・・(以下略)」→ 段落中の前半・後半を入れ替え、入れ替え後の旧前半部で述べられている内容をより鮮明に打ち出すべきではないのでしょうか。他人ごとの表現であることは看過しがたい。
- 13 この度の事業が個々の加盟校におけるソーシャルワーク教育の改善に寄与するものと思われる。しかし、戸惑いも同時に感ずる。ソーシャルワーク教育をめぐる教育環境の変化として4 ページでも指摘されているように本学でも 2006 年度以降年々受験生の減少に悩まされており、その結果かそれまでの教育方法では基本的な価値、技能、方法が身につかない学生が増加し教育に苦慮する場面が増えている。さらにいえば、本来そういった学生はいないことが想定されているのかもしれないが、現実には社会福祉職への関心が薄く、実習も希望しない、しかし、卒業を目指す学生に対して求める基準は、実習をおこなう学生とは異なるように感ずる。本学ではそのような中、より達成目標を厳選し、講義・演習・実習のあり方を再検討している。
- 14 理想と現実の距離が拡大する教育現場は本学だけではないのではないのか。この基本方針で記述する部分ではないのかもしれないが、近年の学生の変質を学校連盟としてどのように捉えているのか、そしてあるべき姿との乖離をどのように埋めるのか示唆いただければ幸いである。

II 加盟入会、認証評価の対象・単位について

- 15 短期大学・専修学校・大学院修士課程・専門職大学院・大学院博士課程の審査・認証基準の案をなるべく早く提示し、十分な議論を得たうえで決定するようにしていただきたい。
- 16 新加盟基準ということですが、現在の会員校も新たに審査を受けなければならないのでしょうか？
- 17 本学でソーシャルワーク教育を行っているのは社会福祉学部だったのですが、2010 年度よりこの学部を改組改編した学部が開設されます。その際、会員校になるには、加盟をしなければならぬのでしょうか。
- 18 大学院は、学部とは別に加入するのでしょうか？
- 19 原案では、加盟審査、認証評価単位が「大学・短期大学は、原則として学科単位とする」になっているが、昨今の大学・短大事情（学際的な学科組織等）を鑑み、（ソーシャルワーク教育でのコアとなる）専攻、コース単位を認める方向で検討してほしい。
- 20 大学・短期大学の審査・評価⑩の単位を「学科単位」とすることに、原則賛成です。しかし、1 学部または1 学科の一部で、ソーシャルワーク教育と他領域（社会学、心理学、福祉経営学等）の教育を行っている場合に配慮した扱いが必要と思います。
- 21 基本方針の「2. 加盟審査・認証評価の単位」に関して。本学は 2009 年度からの新たな社会福祉士の養成カリキュラムの開始に対応すべく、社会福祉学部において社会福祉士養成課程を設置し、その円滑な運営のための委員会を設けている。これは学部全体の社会福祉士養成のための教育の均一化、質の担保を図ることを目的とし、社会福祉士養成に学部として責任を持って取り組むためである。そしてこのことを基礎にして、それぞれの学科は独自の教育プログラムを設置し、これらを社会福祉学ならびに社会福祉士養成の中心的カリキュラムとし連携させることによって、それぞれの学科の差別化と福祉教育の質の均一性を担保している。こうした学部においては、一定の基準のもとに加盟審査および認証評価は受けられないものなのか。そしてそれが学科単位のみであって学部単位で行わないとすれば、それはいかなる理由からであるか、質問したい。

- 22 「基本方針（素案）」では、通学課程と通信課程との区別に言及されていませんが、審査・評価は通学課程のみを対象にしているのでしょうか？それとも、通学課程と通信課程の両方を対象とすると理解すべきでしょうか？本学は両課程を有しており、両課程を対象にすることに賛成ですが、通信課程の教育体制・条件には通学課程と異なる面があるため、通学課程とは一部基準を変えて審査・評価すべきと考えます。

III 基準の内容等について

- 23 「社団法人日本社会福祉教育学校連盟 教育水準向上のためのガイドライン」と加盟基準・認証評価との関連が不明である。
- 24 「II 社団法人日本社会福祉教育連盟加盟審査基準及び認証評価についての基本方針（素案）の考え方」の(3)「審査・評価は（中略）社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の教育プログラムにおける特徴的な内容とその実施状況について行うものとする。」とあるが、本連盟の定款第3条には、「この法人は、社会福祉学の教育等の質的向上を図る（後略）」と書かれていることから、審査・評価は、ソーシャルワーク教育ではなく、社会福祉学の教育、あるいは社会福祉教育の教育プログラムにおける特徴的な内容とその実施状況について行うものとするべきであると考えます。
- 25 社団法人日本社会福祉教育学校連盟の加盟審査や認証評価基準であるのに、制度・政策面のいわゆるソーシャルポリシー教育の視点が明らかに不足している。ソーシャルワーク教育のみが社会福祉教育と考えているのではないかと思われる。これでは社団法人日本社会福祉士養成校協会の加盟審査や認証評価基準と変わらないではないか。特に、4-⑩(P.11)、5-(3)-④(P.12)などを含めると差別化をはかることが難しいと思う。
- 26 社会福祉学とソーシャルワーク学について「社会に応える社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育の充実のために」とあります。そして、コア・カリキュラムを見ると社会福祉学はソーシャルワーク学であるかのような内容になっています。社会福祉学をソーシャルワーク学のように限定することに対して、社会福祉教育学校連盟に加入している学校の間で合意はされているのでしょうか。この点についてお伺い、確認をしたいと思います。（社会福祉学＝ソーシャルワーク学は日本社会福祉学会では常識となっているのでしょうか？）
- 27 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをすべて混ぜてエデュケーション・ポリシーとしている点に違和感がある。
- 28 「3. 入学者選抜に関する基準」において、アドミッション・ポリシーという用語を用いているのであれば、「5. 教育プログラム及び内容・方法に関する基準」の「(1) 教育プログラムの編成」においてカリキュラム・ポリシーを、また、「(5) 単位認定・成績評価」においてディプロマ・ポリシーという用語も用いるべきではないか。
- 29 2-⑥(P.9)の「教育プログラムが、関連する文化、経済、コミュニケーション、社会、政治、心理、地域性といった諸要因の影響を反映したものであること」とあるが、文化以下に挙げられている諸要因の並びが明らかにおかしい。
- 30 「2. 教育プログラムの達成目標と成果に関する基準」の③、⑤の文章は修正が必要ではないか。
- 31 「2. 教育プログラムの達成目標と成果に関する基準」の⑥の意味が理解しがたい。
- 32 9ページ IV 1. 「②教育目標・目的に……」とありますが、「②教育目的・目標に……」の順が適切と思われます。
- 33 9ページ IV 2. 「④……知識、方法、価値、技能が…」とありますが、「⑤……価値、知識、技能…」と順序が入れ替わっています。何をするにもまず重要なのは価値でありますので、「価値」を最初に持つてくるのが妥当と思われます。
- 34 13ページ 7. 「①……教育目標・目的を……」とありますが、「①……教育目的・目標を……」

の順が適切と思われます。

- 35 9 ページ 2. ①から⑦について→ ①から⑤と⑥及び⑦とは全く重みが異なり、また別次元ではないか。まず⑥がなされていなければならないと考えますが、いかがでしょうか。⑥の表現も「教育プログラムが、社会福祉の基礎となる文化・・・（以下略）」とすべきではないでしょうか。ソーシャルワークを最重要として位置づけておきたい意図は理解できるのですが、説得力が少ないように見受けられます。文化・経済等の一般常識なり大学人としての要求されるレベルをクリアしてはじめてではないでしょうか。
- 36 11 ページ 5. (1) では、「④……知識、スキル、態度等の能力…」となっていますが、「スキル」をどう表現するか課題であるものの、「価値、知識、技術等の能力」が妥当なようにもみえます。
- 37 社団法人日本社会福祉教育学校連盟 加盟審査・認証評価基準の構成（素案）」の「5. 教育プログラム及び内容・方法に関する基準」の（1）の②の「教育プログラム体系的に」は「教育プログラムが体系的に」ではないか。
- 38 9 ページの 2. 教育プログラムの達成目標と成果に関する基準にある③にある学生の知識と心の発達段階とは具体的にはどのようなことを指すのか示していただけると幸いである
- 40 11 ページ 4. ④→ 「大学外部からの人材の積極的な活用を図るべきこと」等の文言を追加すべきではないでしょうか。学内教員である必要は全くなく、むしろ、施設や居宅事業者等で優秀な者が学生に対し、実習指導や演習を展開する方が有益ではないでしょうか。その上で、現行の厚生労働省及び文部科学省の資格要件で、本当に有効な教育が可能かについては、疑わしいところもあります（このことへの問題提起は本文とは関係ありませんが）。資格保有者を優先すべきという自己利益の擁護に近い色合いが感じられなくもありません。学生に対し真に活きた知識・技術を教授しようとすることを考えますと、外部資源の積極的な導入・活用以外には方法がないようにも思いますが、どうでしょうか（そのような専門性を有し続けられる学内教員を必要数自足できている大学はごく一部に限定されるかもしれません・・・）。
- 41 「ソーシャルワーク実習・演習教育」として、現場の実習指導者向けに用意される実習指導書（又は準ずるもの）や、その指導力を高める機会の提供が盛り込まれている。これらの作成・実施に関し、ブロック単位の近隣福祉系大学と実習先の共通性を有する事情もあり、これからの取組として、会員校単位だけでなくブロック単位での取り組みの類も、会員校の実績の一つとして提出は可能か。
- 42 「IV 社団法人日本社会福祉教育学校連盟 加盟審査・認証評価基準の構成（素案）」の「10. 教育・研究における創造性・社会貢献に関する基準」の②の「取り組み状況を活発に行っていること」に、③の「教育・研究活動の実施状況」は「教育・研究活動を活発に実施していること」のように変更すべきではないか。

IV コア・カリキュラムについて

- 43 受験生の減少に対して（福祉系大学のあり方を考えるためにも）、教育内容をどのようにするかということについて、研究する必要があると思う。学生にとって興味のある、さらにソーシャルワーカーにとって必要な内容のカリキュラムを作成することが必要である。その基準を連盟で考えることが第一に必要である。福祉の現場と大学との研究システムを構築する必要があると思う。
- 44 審査、評価の拠り所となる体系・内容（シラバス）の公開について、原案では、「教育プログラムの達成目標と成果に関する基準」や、その他のところで「一連の社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育」という表現が多用されているが、その際の体系（科目構成）、シラバスに関する「連盟基準」に値するものが明らかではない。この表現は、やはり原案で多用されている「教育の質の向上」を担保できる連盟としてのミニマムスタンダードにつながるものと思われるが、具体的なイメージが掴めない。原案では、「社会福祉士養成に関する新たなカリキュラムに沿う

だけでなく、実践的な内容と実施状況について行う」と書かれてあることから、ぜひ連盟基準としての大枠の決定をお願いしたい。

- 45 ソーシャルワークの価値・倫理に関する教育や、人の尊重・人権尊重を基本に据えた教育において、その背景にある歴史を把握するための教育プログラムがコア・カリキュラムに「ソーシャルワーク理論の歴史」しかでてこないのが疑問である。
- 46 B「社会福祉専門職養成教育」におけるコア・カリキュラムの「I群 社会福祉専門職の基本に関わる実践能力」の「3. 社会正義に基づいて広範な視野を有する実践能力」で、“2 正義の下位概念の把握：自由・平等等”としているが、これは上位概念と下位概念が逆転しているのではないか。（「正義」と「自由・平等」との関係）
- 47 「Ⅲ群 多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力」の「8. 問題群に対応した多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力」にある①「伝統的問題群」と②「新問題群」の区分に疑問あり。特に「新問題群」の例示について。労働、犯罪、虐待が「新問題群」として例示されている理由がわからない。

V 教員組織等について

- 48 「4. 教員組織に関する基準」についてで、「学科を構成する専任教員の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とする」という基準における「社会福祉学」の中身を示してほしい。「社会福祉学」を狭義に捉えるのであれば、学科内に複数の研究教育を柱と大学が「学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とする」という基準を満たすことは現実的に不可能である。
- 49 「IV社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査・認証評価基準の構成（素案）」に示されている「4 教員組織に関する基準」については、この間の大学を取り巻く厳しい環境にあって、社会福祉学の学際性をふまえた多様な専門領域からなる総合的な教育組織の構成がある。このことは、自治体立の大学においても同様である。こうした点からも、「その学科を構成する専任教員の3分の2以上が社会福祉学を研究領域とする」ことは、きわめてハードルの高い基準と考えられるが、このように示された根拠についてお教えいただきたい。そもそも素案では、認証評価の対象を「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育」に焦点化しているが、認証評価の対象は「社会福祉教育」あるいは「社会福祉学の教育」であるべきだと考えるが、お考えをお聞かせいただきたい。また、「教員組織に関する基準」として①から④の要件が示されているが、全ての要件を満たす必要があるということか不明確な記述となっているのでお教えいただきたい。
- 50 学科教員の2/3以上が社会福祉学の教員でといわれると、本学の社会福祉学科でも厳しくなる。学科内には、教養の先生、心理学関係の先生、保育士関係の先生が多数いるためである。それが本学の特色にもなっているので、この基準については、もう少し検討してほしいと思います。
- 51 4年制大学の「教員組織に関する基準」の②で、「学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とする」ことに、原則賛成です。しかし、上述したように、1学部または1学科の一部でソーシャルワーク教育を行っている場合には、当該学部・学科での実際のソーシャルワーク教育の「比重」に合わせた、柔軟な対応が必要と思います。例えば、専任教員数は、当該学部在籍者数のうち社会福祉士または精神保健福祉士受験資格を有している学生の割合を乗じた数とする、です（数値例：ソーシャルワーク教育と他領域の教育を単一の学部・学科で行っている収容定員800人、専任教員20人の学部・学科で、社会福祉士または精神保健福祉士受験資格取得者が400人（50%）である場合、審査・評価に係る「専任教員数」は10人とみなし、その「3分の2以上が社会福祉学を研究領域とする」）。)
- 52 10頁 4. ②に「学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする」とありますが、ここにいう「社会福祉学を研究領域」とは何かについての統一的

見解は見当たりません。この社会福祉学の中には保育学も含めるのでしょうか。むしろここでは、「専任教員は社会福祉系学会の会員である者が3分の2以上」とした方が分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。無論、「社会福祉系学会」の範囲を提示しなければならなくなります、これには、たとえば田代国次郎著『社会福祉研究実践運動』

- 53 評価基準の構成「4. 教員組織に関する基準 ②学科を構成する専任教員の3分の2以上が社会福祉学を研究領域とする。」について 単科大学等において本基準を厳密に満たすことは困難ではないかと思えます。また、ソーシャルワーク教育プログラムが社会、心理など関連要因の影響を反映したものであることから、上記下線部について「社会福祉学およびその関連領域での研究業績を有する」など基準の表現に配慮いただけることを希望します。
- 54 (素案) 4. 教員組織に関する基準」について「② 教員組織は、(中略)その学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする。」を、「② 教員組織は、(中略)その学科を構成する専任教員数の6割以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする。」に、することを提案したい。
- 55 加盟審査・認証評価の基準(素案)、4. 教員組織に関する基準②「その学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする」につきましても、社会福祉教育の質を保証する根拠が全くない基準の項目だと考えます。たとえば、学生定員100名で専任教員数20名すべてが社会福祉学を研究領域とするA校と、学生定員50名で専任教員数20名その半数のみが社会福祉学を研究領域とし、残りの半数が隣接領域の専任教員であるB校があるとします。基準の素案では、B校は不適格となります。つまり、同じ社会福祉系大学でも教育目標は多様であるはずで、それとの関係で教員組織の専門領域の教員構成が異なってくるのは自明であります。その教育目標の設定は、大学設置の理念とのかかわりできまることであり、それゆえ一律に数値基準をさだめることは、大学の独自性、個性の否定につながるものであり、意味をなさないといえます。この基準の項目の是正を要望します。
- 56 「4. 教員組織に関する基準」に「教員組織は、学科単位ごとに社会福祉学教育を基礎とするソーシャルワーク教育を担当する者として、大学設置基準に定められた社会福祉関係学部の学科の専任教員数以上で構成されていること。その学科を構成する専任教員数の3分の2以上が、社会福祉学を研究領域とすることとする」とされており、
大学における介護福祉学教育には、単にケアワーク教育に限らない社会福祉にかかわる広範な研究領域をもつものです。この点において、社会福祉学と共有する分野や協働すべき分野は大きいと考えられます。
このような理由から、「介護福祉学」を主たる研究とする教員についても、「社会福祉学」の教員と同等に扱うことが、今後の社会福祉全体の教育において重要であると考えられ、当該部分についての再考を要望いたします。
- 57 「4. 教員組織に関する基準」の③の「社会福祉学に関する専任教員」の要件は、②に「社会福祉学を研究領域とすることとする」と書かれていることなどから、「社会福祉学についての研究業績を有する者」に限定するべきであると考えます。
- 58 「教員組織に関する基準」の③で、「下記の要件を満たしているもの」は、「下記の3つの要件のいずれかを満たしているもの」と誤解のないように表記すべきと思えます。
- 59 教員組織に関する基準」の③において、「社会福祉学に関する専任教員」の要件として、「(1)社会福祉学について教育上または研究上の業績を有する者」、「(2)ソーシャルワークの高度の技術・技能を有する者」、「(3)社会福祉学ソーシャルワークについてすぐれた知識及び経験を有する者」を列挙しているが、(1)(2)(3)のすべての要件を満たしている必要があるのか、いずれかの要件を満たしていればいいのか不明である。
- 60 加盟審査・認証評価の基準(素案)、4. 教員組織に関する基準③「社会福祉学に関する専任教員については、下記の要件を満たしているものとする」につきましても、より具体的に提示すべきだと考えます。列挙の①②③はかなり曖昧であり、社会福祉学やソーシャルワークの共通認

識がないところでは申請上・審査上、恣意的に扱わざるを得ないこととなります。社会福祉学やソーシャルワークの明確化をふくめて、この基準の項目の具体化を要望します。

VI 認証評価の実施手続き等について

- 61 認証評価は何年に一度受けなければならないのかを明示すべきであると考えます。
- 62 認証評価事業は、加盟校に対して何年おきに評価を受けることとするのか？
- 63 学校連盟の評価は、何年を周期として実施するのか？ピア・レビューの重視は第3者評価において重要であるが、どのように考えているのか？
- 64 認証評価事業の開始年度および認証期間について「2009年のセミナーにおいて、平成25年度開始、認証期間は大学等の評価基準に合わせ5年間を想定」といったご説明があっていましたが、これらに関する現段階での予定をご教示いただきたいと思っております。
- 65 認証評価基準を満たさない加盟校は、どのような手続きを経て退会となるのかについて明示すべきであると考えます。
- 66 末尾の〈検討すべき内容・論点〉にも挙げられているが、審査方法や基準をどのように設定するかが非常に重要になってくるといえる。「各審査基準(例)」として0～5の6段階評価案が示されているが、多岐にわたる基準項目に対して、「大いに良好」「良好」「普通」「改善すべき」などの判断が評価者の主観に拠らず公平・公正に行われ得るようなしくみを設ける必要がある。そして、加盟審査においては、どのような評価結果になった場合に、加盟が承認されたり、保留されたり、不承認とされたりするのか、その基準点が示される必要がある。
- 67 評価項目の「評定基準」に関しては、「達成度」と「水準」という二つの観点から評定』を行うことが望ましいと思われるがどうか？また、自己改善機能を重視する評価方法を採用するのかなど、具体的な評価の手順と方法についてお教え願いたい。すでに大学基準協会は2011年からの「新しい大学認証評価システム」を進めるとしているが、その到達を反映し、自己点検、評価活動の機能発揮を重視するべきと思われるが、学校連盟の方針はいかがか？
- 68 認証評価事業の創設につきましては、方式や形態をできる限り簡略化すべきだと考えます。たとえば、毎年社会福祉教育セミナーなどで、基準項目のいくつかを順に会員校すべてが報告発表し検討吟味して相互に切磋琢磨するなど、です。理由の一つは、たとえば大学基準協会などと同様の方式や形態では資料作成の時間や労力の大きな負担がかえって教育研究の質が下がることが考えられるからです。またいま一つは、社会福祉教育の業界内部で、たとえば審査員の選出が公正厳格にできるのか、審査料の負担が各校で十分にできるのか、懸念があるためです。さらには、学校連盟の現状や社養協等との合併問題などから、強力な権威や権限をもつ認証評価事業の主体をたてることは困難だと考えます。認証評価事業が実質化するよう、まずはその方式や形態を協議検討することを提案します。
- 69 認証評価を受ける加盟校が負担する費用はどの程度になるのか？
- 70 会員校の負担はどれくらいになるのか？ちなみに、ある第三者評価機関の評価手数料は200万円、1学部あたり50万円、1研究科あたり50万円、そして、大学の規模に応じて年会費を支払う仕組みになっている。既に、大学では第3者評価機関の認証を受けており、別途、学校連盟の認証評価を受けるとなれば新たな経済的負担が発生することも含めて大学理事者・財務当局の理解や合意も必要になる。
- 71 認証評価を受けるための費用についてご教示いただきたいと思っております。
- 72 「第三者評価機関の基準の内容と出来る限り重複しないように分野別評価に対応したものとし」（「Ⅱ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査基準・認証評価についての基本方針(素案)の考え方」とあるが、具体的に今回素案「Ⅳ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟審査・認証評価基準の構成(素案)」に示された項目は、既に大学が実施している第三者評価機関の認証評価基準項目の内容とかなりの部分において重複している。本学のように大学基準協会の認定

評価を受けた大学にとっては同様の作業が続き、負担が大きい。この点についてはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたい。認証評価に関わる事務職員・教員の業務負担を軽減する上からも、学校連盟がより精緻な分野別評価基準を明らかにし第三者評価機関に提案し「評価事業」を委ねるといった方法はあるか？

- 73 加盟審査・認証評価の基準（素案）につきましては、大学基準協会の項目と重複するのを避けるべきだと考えます。素案からは、大学基準協会の認証で十分な印象をうけ、新しい加盟審査や認証評価の意味が分かりにくいです。いま一度、大学基準協会の項目や認証との関係や、社会福祉の教育の質向上と社会的な信用に取り組む姿勢を示す基準の項目と構成の協議検討を、要望します。
- 74 仮に学校連盟が「認証評価事業」を実施するのであれば、専門的に「認証評価事業」を担う職員の確保と運営のための財源確保が大きな課題となる。この点については、どのような見直しをお持ちなのか？評価機関としての事務局体制をどのようにするのか？スムーズな評価事業を行うための事務体制についてお教え願いたい。
- 75 学校連盟とたとえば社養協などが合併した場合、加盟審査や認証評価を現在の社養協会員校すべてに課すのでしょうか。

（その他）

- 76（目的）の冒頭に「本倫理規定」とあるが、この規定の名称に「倫理規定」という語句が含まれていないため、明確に「倫理規定」と表記するか逆に（目的）の中で案の名称に合わせて「本ガイドライン」を用いるか、いずれかにそろえた方がよい。そうでないと、このガイドラインの他に、「倫理規定」があるような誤解を招きかねない。